

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月2日

広島県水道広域連合企業団企業長 横田美香

広島県水道広域連合企業団条例第2号

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称 (略)	担当する事務 (略)	名称 (略)	担当する事務 (略)
<u>広島県水道広域連合企業団公共工事 入札監視委員会</u>	<u>入札及び契約手続の 運用状況及び改善状 況についての審議に 関する事務</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。